

○省平条件
財務省債の發行等に關する省令第百二号
告示第十五條第十一項の規定に基づき、大藏省

件平成三十三年三十号～第五月十日告示

利付國債の發行等に關する省令第百二号
告示第十五條第十一項の規定に基づき、大藏省

の法發号名
律行稱及
項及の
び根
そ拠記

社第四十す九十保実震号法め營十財十利
債一十三る条三に施災～律のに四政六付
項七号法第年関すか第一公必号法回國
条～律四法するら三平債要～(庫
債務券(大臣)～昭和二十一年)～
第第一項律るたの条成のな第昭
一四平並第特め復第二發財四和
項十成び百別に興一十行源条二
及六十に十措必の項四のの第十二
び条九特七置要た及年特確
第第一年別号法なめび法例保
六一法会～(財の東律にを、法
十項律計第平源施日第關圖財政第
二、第に六成の策本百するた運三
条第二關十二確を大一るた

三
用振替法の適

四
發行方法

争う札価振の以律
入。格替適下(平成十三年法律第七十五号)
札に以を機用「振替法」
發行による価に日け
とい(行格付本銀も
う以争て行のう。
。下入行とと。
、「札わすし
価価一れる、の
格格とる。そ規
競競い入の定。

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

口
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

う億額
 ち円面
 、金
 財額
 政で
 法一
 第兆
 四七
 条千
 第七
 一百
 第一
 項九
 の十
 規五

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 °各の割高
 申応りい

發別にご務後格競債定特あ争
 行參よと大に競争市め別つ入
 一加るに臣行争入場る參て札
 と者発応がわ入札特も加、と
 い・行募各れ札發別の者財同
 う第へ限國るの行參にご務時
)。II以度債入募一加よと大に
 非下額市札入と者るに臣行
 價一を場でのい・発応がわ
 格國定特あ決う第行募各れ
 競債め別つ定)。I(以限國る
 争市る參てを及非下額市札
 入場も加、しび価
 札特の者財た価格國を場で

口

行 争 非 者 特 国
入 價 ・ 別 債
札 格 第 参 市
發 競 I 加 場

でた条特円額た条億はき第十つ定す千はき第財の東百国項のの五つ定
四利第別で利第九、発四八いにる二、発六源施日五債の特確万いに
千付一會七付一千額行十億て基法百額行十の策本十に規例保円て基
百国項計千國項五面し七四はづ律八面し
九債のに六債の百金た條千、き第十金た
十に規關百に規万額第七額發四萬額利付
八つ定す六つ定円で利付一百面行十円で利付
億いにる十いに、二國
円て基法億て基同千債の十額た条特百
、づ律百はづ法五規万で利第別九
額き第八、き第百に定円六付一會十
面發四十額發六六つに、千國項計六つに措必の万額た条のな百國
金行十五面行十十い基同九債のに億い基置要た円で利第發財九債
額し七万金し二三てづ法百に規關九てづ法なめ、二付一行源十に

十 ロ イ 一	十 九 八	八	七 ロ イ ハ	
發	振額最		払	
特国入価發	替	低行争非者特国行争非者特国入価込	行争非者特国	
別債札格行行	額	入価・別債入価・別債札格金	入価・別債	
参市発競価	面	札格第参市札格第参市発競金	札格第参市	
加場行争格日	位	発競II加場発競I加場行争額	発競II加場	
錢額錢額	平す額の振	五千	六四二一	でた条特
二面以面	成るの記替	万八八	千千万兆	千利第別
厘金上金	三。整載法	千百	円二五七	八付一會
額の額	十数又の	円八	百千千	百国項計
百そ百	年倍は規	十	十円八	七債のに
円れ円	三の記定	三	九百	十に規関
にぞに	月金録に	億	億八	四つ定す
つれつ	十額はよ	七	九十	億いにる
きのき	五に、る	千	千七	円て基法
百応百	日よ最振	八	百億	、づ律
円募円	る低替	百	三八	額き第
五価五	も額口	二	十千	面発四
十格十	の面座	二十	五八	金行十
二二	と金簿	二	万百	額し七

十
九
十
八
十
七
十
六
十
五

十
四

十
三
十
二

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限
後第
の二
利期
子以

初利入価・別債行争非者
期札格第參市及入価・
利發競Ⅱ加場び札格第
子率行争非者特國發競I

平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年
三大銀金三をそ払三
十年臣行額十支の期月
から百二払日と十
円年う以し五
月通知に三。前、日
十五つ月六各及
五をき十月支び
日受百五間払九
け円日に期月
た属に十
者すお五
るい日
額面金額
期及翌行を、三。
×日び當休支次十一
 $\frac{1}{100} \times 0.1$ に第業業払の年パ
 $\frac{1}{2} \times 1$ つ十日日う算九一
い五にに。式月セ
て号支当たに十
同に払ただよ五ト
じおうるしり日
。いへと、算を
.て以き支出支
規下は払し払
定、期た期